

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
現行水準

2 知事管理区分に分配する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まさば及びごまさば漁業	現行水準